今年の展望～司法制度の改革～

本年は五十年或いは百年に一度ともいえる司法制度改革の仕上げの年となる。司法制度改革審議会の意見書の内容を実現すべく三年間の時限立法により平成十三年十二月内閣に設置された司法制度改革推進本部は、この間多方面に亘って具体的制度設計を検討してきた。その結果一部は昨年度の通常国会までに成案となり、殆んどの法案は本年一月招集の通常国会に提出されることになっている。

審議会は、今般の司法制度改革について三つの基本方針を立てた。第一に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。第二に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量とも豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。第三に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。

しかし、推進本部の具体的制度設計は必ずしもスムーズには運んでいない。如何なる制度に落ち着くか予断を許さない状況にある。提出予定法案は、裁判員制度、公的刑事弁護制度、刑事裁判の充実・迅速化、リーガルサービスセンター制度、労働審判制度等十数本に亘るが、ここでは裁判員制度の制度設計の現状について見ることとする。

裁判官と裁判員の数については、私共弁護士会は裁判員が職業裁判官と対当に評議するために裁判官一乃至二名、裁判員九乃至十一名を主張し、推進本部の座長は裁判官三名、裁判員四名（四乃至五名も検討）、自民党は裁判官三名、裁判員四名程度、公明党は裁判官二名、裁判員七名、民主党は裁判官一名、裁判員十名前後をそれぞれ主張している。また、評決方法については、弁護士会は各国の制度の検討結果と事の重大性に鑑み全員一致を原則とし、評議を尽くしても全員一致を見ないときは有罪判決をするには裁判官と裁判員各一名以上

が賛成することを条件に三分の二以上の多数決とし、死刑判決をする場合には全員一致を要すると主張しているが、推進本部座長は裁判官と裁判員各一名以上が賛成することを条件に過半数で足りるとしている。裁判員の守秘義務については、弁護士会はその範囲を極力限定し、違反に対しては精々罰金刑を限度とすべきであると主張しているが、推進本部座長は守秘義務の範囲を広くして違反には懲役刑も科するべきであるとしている。

具体的な十数本の法案提出は、五月の連休明け頃となろうが、本年は七月に参議院議員選挙を控えているため通常国会の延長はさ程ないことを考えると、これらが充分な審議がされないまま成立してしまうことのないよう十分な監視が必要となろう。いずれの制度も今後五十年或いは百年の長きに亘り施行される制度であるからである。

【平成１６年１月７日　静岡新聞　朝刊　掲載】